

議案第 1 1 号

二宮町敬老祝金条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

敬老祝金の支給金額を見直すことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町敬老祝金条例の一部を改正する条例

二宮町敬老祝金条例（昭和63年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。
第3条の表中「20,000円」を「10,000円」に、「30,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(議案第11号) 二宮町敬老祝金条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
(敬老祝金の額) 第3条 敬老祝金の額は、1人につき次のとおりとする。		(敬老祝金の額) 第3条 敬老祝金の額は、1人につき次のとおりとする。	
年齢	敬老祝金の額	年齢	敬老祝金の額
88歳	<u>10,000円</u>	88歳	<u>20,000円</u>
100歳	<u>20,000円</u>	100歳	<u>30,000円</u>